



長野県報

1月12日(木)
平成18年
(2006年)
第1726号

目 次

告 示

平成7年長野県告示第97号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	1
平成7年長野県告示第695号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	1
平成8年長野県告示第138号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	1
平成8年長野県告示第689号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	2
平成9年長野県告示第123号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	2
森林法に基づく地域森林計画の樹立及び縦覧（林政課）	2
森林法に基づく地域森林計画の変更及び縦覧（4件）（林政課）	2

公 告

一般競争入札（2件）（管財課）	3
落札者の決定（管財課）	4
一般競争入札（医務課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（4件）（生活文化課NPO活動推進室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（土地改良課）	6
一般競争入札（3件）（道路維持課）	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	9
長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等（労働委員会事務局）	10

告 示

長野県告示第8号

平成7年長野県告示第97号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「南安曇郡三郷村大字」を「安曇野市三郷」に、「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部水環境課」に、「南安曇郡三郷村役場」を「安曇野市役所」に改める。

水 環 境 課

本則の表中「坂北村字」を「筑北村坂北字」に、「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部水環境課」に、「東筑摩郡坂北村役場」を「東筑摩郡筑北村役場」に改める。

水 環 境 課

長野県告示第10号

平成8年長野県告示第138号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「三岳村2844番1」を「木曾町三岳2844番1」に、「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部水環境課」に、「木曾郡三岳村役場」を「木曾郡木曾町役場」に改める。

水 環 境 課

長野県告示第9号

平成7年長野県告示第695号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県告示第11号

平成8年長野県告示第689号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「長門町大字」を「長和町」に、「日義村5233番1」を「木曾町日義5233番1」に、「小県郡長門町役場」を「小県郡長和町役場」に、「木曾郡日義村役場」を「木曾郡木曾町役場」に改める。

水 環 境 課

長野県告示第12号

平成9年長野県告示第123号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「和田村字」を「長和町和田字」に、「小県郡和田村役場」を「小県郡長和町役場」に改める。

水 環 境 課

長野県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中部山岳地域森林計画をたてました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課並びに長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所において縦覧に供します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、千曲川上流地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所において縦覧に供します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、伊那谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所において縦覧に供します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、木曾谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課及び長野県木曾地方事務所において縦覧に供します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、千曲川下流地域森林計画区の地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所において縦覧に供します。

平成18年1月12日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課